

交通事故の

た す け あ い  
サ ポ ー ト



交通災害共済マスコットキャラクター  
「あんしんだぞう」

令和  
7年度

## 下諏訪町交通災害共済加入のご案内

万が一交通事故に遭ったとき、治療日数等に応じてお見舞金を支給する助け合いの制度です。

1口400円で加入できます。もしもの時のお見舞金が倍額になる2口加入がおすすめです。

この機会に、家族みんなで加入しましょう！

### 共済期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

途中加入もできます。

その場合、申込日の翌日から令和8年3月31日までです。

### 加入できる方

令和7年4月1日以降、下諏訪町に居住する方

※例外として、就学で町外に居住している家族の方も加入できます。

※町外にお住まいで、下諏訪町内の事業所にお勤めの方は、事業所を通じて申し込みが可能です。

### 会費

1人あたり1年間 1口400円 / 2口800円

1人2口まで加入できます。

途中加入の場合は、1口34円（2口68円）に、令和8年3月までの残りの月数を掛けた金額となります。

### 加入申込方法

#### 1. 町内会を通じて申し込む場合（2月一斉申込）

加入申込書に必要事項を記入し、申込者全員分の会費と一緒に班長へ渡してください。

#### 2. 役場 窓口で申し込む場合（随時）

下諏訪町庁舎1階奥 住民環境課 生活相談係へ会費を持参してお申し込みください。

#### 3. ネットから申し込む場合（随時）

下欄を参照してください。

### 加入者の声

掛け金が安いこともあり、**お守り**のつもりで加入していました。使うことはないだろうと思っていましたが、今回の事故でありがたさを実感しました。



旅行先で事故に遭いました。思ったよりも通院が長引きましたが、請求期間が事故発生から2年間有効ということで、安心して治療に専念できました。見舞金も手厚く、**いざという時に備えて**これからも家族みんなで加入していこうと思います。



## ネット申込

より加入しやすくなりました！

ネット申込なら加入申込書が手元になくとも申込みできます。

・申込みとクレジット決済がまとめてできます！

手続きかんたん！  
ネット申込はこちら！



# 交通災害共済見舞金の請求について

## ◎ 対象となる交通事故 町外での事故も対象となります

- ①会員が道路交通法、鉄道事業法に規定する車両の交通によって共済期間中を受けた人身事故  
・車両相互の事故 ・車両単独（自損）の事故 ・車両と人（歩行者）の事故  
※軽車両（自転車等）の自損事故は公的機関の証明（交通事故証明書または救急搬送証明書）があるものに限る
- ②身体障害者福祉法に規定する身体障害者用車いすを使用する者が道路を通行中に受けた人身事故  
※公的機関の証明（交通事故証明書または救急搬送証明書）がない場合は目撃者証明書が必要

## ◎ 対象とならない交通事故

- ・会員の自殺及び故意の事故 ・重大な過失による事故 ・会員の無免許または飲酒運転による事故
- ・軽車両（自転車等）の自損事故で公的機関の証明がないもの（交通事故証明書または救急搬送証明書）
- ・私有地での事故（会社の駐車場など不特定多数の人が出入りできない場所）

## ◎ 見舞金対象治療期間 事故発生日から1年間

## ◎ 見舞金請求期間 事故発生日から2年間

## ◎ 見舞金の請求時に窓口へお持ちいただくもの

- ①交通事故証明書等 ②医師の診断書 ③診療報酬明細書 ④預貯金通帳または口座情報が分かるもの  
（①②③は保険会社から写しをもらえる場合があります。ご確認ください）

## ◎ 見舞金請求受付窓口 下諏訪町庁舎1階 住民環境課 生活相談係

共済見舞金の内容

| 災害の区分                                                           | 共済見舞金 |       |
|-----------------------------------------------------------------|-------|-------|
|                                                                 | 1口加入  | 2口加入  |
| 死 亡                                                             | 100万円 | 200万円 |
| 180日以上医師の治療を要する傷害                                               | 30万円  | 60万円  |
| 150日 //                                                         | 24万円  | 48万円  |
| 120日 //                                                         | 18万円  | 36万円  |
| 105日 //                                                         | 17万円  | 34万円  |
| 90日 //                                                          | 15万円  | 30万円  |
| 75日 //                                                          | 13万円  | 26万円  |
| 60日 //                                                          | 12万円  | 24万円  |
| 45日 //                                                          | 10万円  | 20万円  |
| 30日 //                                                          | 9万円   | 18万円  |
| 15日 //                                                          | 8万円   | 16万円  |
| 7日 //                                                           | 7万円   | 14万円  |
| 7日未満医師の治療を要する傷害                                                 | 5万円   | 10万円  |
| 7日以上医師の治療を要する傷害で、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書が得られないもの（軽車両による自損事故を除く） | 5万円   | 10万円  |
| 身障見舞金 1級～2級（植物症を含む）                                             | 40万円  | 80万円  |

（注）災害区分の日数計算について

- ①入院の場合は、治療期間＝災害の区分日数で計算します。  
②通院の場合は、まず、治療期間÷実診療日数＝Aを計算します。  
Aが4日未満の場合は70%を、4日以上の場合は35%を治療期間に掛けたものが災害の区分日数となります。

詳細は、住民環境課 生活相談係 [電話 ☎ 27-1111 内線146] または下記サイトでご確認いただけます。  
下諏訪町ホームページ（<https://www.town.shimosuwa.lg.jp/>） >> 防災・安全 >> 交通災害共済

事故に遭ったら必ず警察に届けましょう！



交通災害共済マスコットキャラクター  
「あんしんだぞう」